

道徳教育について

1. 道徳教育の意義及び位置づけ

道徳教育は、児童生徒が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするものです。

(幼稚園)

各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培います。

(小・中学校)

「道徳」の時間(年間35単位時間)を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて行います。

(高等学校)

人間としての在り方生き方に関する教育を、「公民科」や「特別活動」のホームルーム活動などを中心にして、学校の教育活動全体を通じて行います。(文部科学省 Web ページより引用)

2. 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の(人間としての)生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。(学習指導要領解説 総則編)

3. 特別の教科 道徳

小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、道徳の時間が「特別の教科 道徳」として教科化されます。

道徳の教科化に向けて、道徳教育推進教師を中心とする学校全体が一体となった指導体制の充実に取り組む必要があります。

(特別の教科 道徳の目標)

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(学習指導要領解説 特別の教科道徳編)

(特別の教科 道徳の内容)

児童生徒の道徳性を次の4つの視点から分類整理し、道徳の内容項目を示して、指導を行うこととしている。(参考資料1)

- A 「主として自分自身に関すること」
- B 「主として人とかかわりに関すること」
- C 「主として集団や社会との関わりに関すること」
- D 「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

4. 本県における道徳教育の取組

(1) 発達段階に応じた道徳教育の推進

子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、道徳性を養うことができるよう、発達段階に応じた教材の活用や多様で効果的な指導

方法の工夫改善を推進。

(2) 三重の特色を活かした道徳教育の展開

子どもたちの郷土を愛する心を育むため、郷土の伝統・文化や先人の偉業等の身近な教育資源を取り上げた「三重県 心のノート」等の積極的な活用を促進。

5. 三重県道徳教育推進委員会の開催

道徳教育について、県内外の有識者から意見を聴取し、三重県における道徳教育の充実に資することを目的に設置し、以下のとおり開催。

○平成 28 年 1 月 25 日開催：テーマ「本県の道徳教育の課題について」

○平成 28 年 7 月 27 日開催：テーマ「生命を大切にしている教育について」

(委員からの主な意見)

- ・どの教科・領域の時間に体験活動を行うか、発達の段階に応じて（生きていることのすばらしさ、生命の有限性・連続性・偶然性からのとらえなど）、道徳をどのように扱うか、意図的・意識的に行うことが大切である。
- ・生命の大切さについて、保護者からの聞き取りをしたり、子どもたちが保護者と一緒に考えたりする授業は有意義である。
- ・授業で議論する中で、子どもたちに、いろいろな考え方があることに気づかせることが必要である。

6. 生命を大切にしている教育について

(1) 生命の教育を進める視点

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育で生命の大切さを考えさせることが重要。
- 道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間や教科（国語や理科、生活科や公民、保健体育など）の中で、また特別活動との関連も図りながら、生と死や命にかかわるテーマを立て、教育課程全体を見渡して生命の教育に取り組むことが求められる。

(留意点)

ア 児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情をはぐくむ。

イ 生命の大切さを実感できるような自然や人と豊かにかかわる体験活動の充実に図る

ウ 児童生徒個々の発達の段階に配慮する。

エ 教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実に図る。

- 他者に対する思いやりの心、かけがえのない自他の生命の尊重等についての道徳教育における指導を生徒指導につなぐことができる。 (以上、文部科学省「生徒指導提要」から抜粋)

- 道徳の時間においては、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図る。 (「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」から抜粋)

(2) 県内における関連する実践例

①道徳の時間の実践例

○桑名市立星見ヶ丘小学校（第1学年）

教材名 : 「ハムスターのあかちゃん」(わたしたちの道徳)

ねらい : 生き物の誕生や成長の様子を見つめ、命あるものを大切にしようとする心情を育てる。

※ハムスターの赤ちゃんの誕生に対する心配や感動、成長に対する大きな喜びを通して、生命の大切さを考える。

○志摩市立和具小学校（第4学年）

教材名 : 「命あるかぎり生きる」(わたしたちの道徳)

ねらい : 命あるすべてのものがよりよく生きることに関心を向け、すべての生命を大切

にしようとする心情を養う。

※病気のため11歳でこの世を去った宮越由貴奈さんが院内学級で書いた「命」という詩を読むことで、限りある命についての考えを深める。

○四日市市立塩浜中学校（第2学年）

教材名：「二通の手紙」（私たちの道徳）

ねらい：法やきまりの意義を理解し遵守するとともに、自他の権利を重んじ、社会の秩序と規律を高めるように努める。

※「きまりを守ることが子どもたちの生命を守り、思いやること」という気づきから、みんなが安心して生活できるようにするために規則があることを理解する。

○桑名西高等学校

命の大切さを学ぶ講演会の実施

人権講話：交通事故遺族の方を講師に招き、命を大切にすることを講話を実施（全校生徒）

献血講話：血液センターと臓器移植ネットワークから講師を招いて、協力して命をつなげていくことの大切さについて講話を実施（第2学年）

②教育活動全体での実践例（総合的な学習の時間、特別活動、各教科等）

○自他の生命のかけがえのなさを実感させる例

<実践例①>命の大切さを考える講演会等

- ・「命の大切さを考える講演会」（生徒、教職員、保護者・地域の方々が参加）を土曜日を含み年間3回開催。（川越町立川越中学校）
- ・「命の大切さを学ぶ教室」（県警察本部の事業）を活用
川越中を含め、公立中学校7校で実施（平成27年度）。（桑名市1校、東員町2校、川越町1校、津市1校、伊勢市1校、伊賀市1校）。

（教室の概要）

実施時間：1時限（約50分）程度

実施内容：交通事故被害者遺族、少年事件被害者遺族による講演
命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール参加作品の募集
アンケートの実施

（目的）被害者遺族が直接語りかけることで、

- ・被害者が犯罪等から受けた様々な痛み、家族の絆、命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を望む被害者の思い等への理解を深める。
- ・被害者への配慮や被害者支援に協力する意識を涵養する。
- ・規範意識の向上を図る。

<実践例②>生命のメッセージ展 in 三重

- ・平成27年度に命の大切さを伝える展示会「生命のメッセージ展」を津市で開催（鈴鹿市立旭丘小学校リコーダークラブも参加）。

生命のメッセージ展は、特定非営利活動法人「いのちのミュージアム」が主催し、殺人事件などで理不尽に命を奪われた犠牲者の等身大の人型パネルと遺品の「靴」が主役で、人型には一人一人の素顔や家族の綴ったメッセージが添えられる。

全国各地で開催されており、これまでに、桑名市、四日市市、川越町、鈴鹿市、伊勢市でも開催。

○助産師、獣医師等の現場から学ぶ例

<実践例③>助産師から学ぶ例

- ・乳幼児との触れ合い、産道を通る疑似体験等から、自他の生命の尊さに気づかせる取組。伊賀市内の小中学校など県内各地で実施。

<実践例④>獣医師から学ぶ例

- ・獣医師会等と連携して動物愛護の精神を育む授業を行い、生命を尊重する態度を育む取組。津市内小学校など県内各地で実施。

○達成感・自尊感情を高める例

<実践例⑤>伊賀市立柘植小学校の取組

- ・児童が毎日つける日記をもとに「一枚文集」を作成し、児童が互いに分かり合えることや失敗のエピソードなどを共有し、人間関係づくりを進める取組。
- ・キャリア教育の取組として、5年生と6年生の2回にわたる同一事業所での体験学習などの自尊感情を高める取組を実施。(リベンジ・インターンシップ)
- ・コミュニケーションを高める活動として「笑い」を取り入れ、T-1 グランプリ(児童がエントリーし、漫才・コントを披露する取組)も年2回実施。
- ・基礎基本の徹底に注力し、100点を取るまで繰り返す小テストにより達成感を高める取組。

(参考)

○ いじめ問題等への対応について(教育再生実行会議 第一次提言) 平成25年2月

- (1) 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。
 - ・道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。
 - ・効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。
 - ・家庭や地域で大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。
- (2) 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定
- (3) 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。
- (4) いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。
- (5) 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

○ 道徳に係る教育課程の改善等について(中央教育審議会 答申) 平成26年10月

(1) 道徳教育の使命

道徳教育においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深め、自らの生き方を育んでいくことが求められる。

(2) 道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善

- ・道徳教育の重要性を踏まえ、その改善を図るため、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。
- ・「特別の教科 道徳」(仮称)の目標、内容等については、より体系的・構造的で、「特別の教科 道徳」(仮称)が、道徳教育全体の要として効果的に機能するものとなるよう見直す。 等

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 平成27年3月

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の教育課程における「道徳」を「特別の教科である道徳」と規定する。
- (2) 小学校及び特別支援学校小学部に関する改正規定は平成30年4月1日から、中学校及び特別支援学校中学部に関する規定は平成31年4月1日から施行。

道徳教育に関わる諸調査

校内研修は多いものの、家庭や地域社会と連携した道徳の取組について、授業参観、学校関係者評価の項目への位置付け等複数の項目で課題があります。

○「私たちの道徳」の活用状況等調査結果（公立小・中学校）（抜粋） 文部科学省調査（平成26年7月～8月）

問	選択肢	小学校		中学校	
		全国	三重県	全国	三重県
「私たちの道徳」を家庭や地域と連携して活用するために、平成26年度に学校においてどのようなことに取り組んでいますか。該当するものを全て選んでください。	家庭や地域の方に参加または参観してもらって、「私たちの道徳」を活用した授業を行った	56.6%	49.5%	34.4%	17.6%
	家庭や地域の方に、「私たちの道徳」について感想や意見をもらったり、書き込みをしてもらったりした	41.9%	19.0%	20.2%	6.9%

○ 道徳教育実施状況調査 集計結果（抜粋） 文部科学省調査（平成24年5月～6月。5年毎に実施。）

問	選択肢	小学校		中学校	
		全国	三重県 391校	全国	三重県 166校
地域の人々の理解や協力を得るための取組	行った	84.4%	307校 78.5%	73.3%	123校 74.1%
	行っていない	15.6%	84校 21.5%	26.7%	43校 25.9%

地域の人々の理解や協力を得るための取組について（複数回答）、行ったと回答した学校のみ回答	小学校		中学校	
	全国	三重県	全国	三重県
		391校中 307校		166校中 123校
道徳教育に関連した様々な教育活動や体験活動等に保護者や地域の人々の参加・協力を求めた	44.7%	178校 45.5%	35.7%	65校 39.2%
道徳教育について学級・学年保護者会、PTA総会等の諸会合で取り上げた	33.2%	118校 30.2%	20.3%	30校 18.1%
道徳の授業参観（公開授業）を行った	74.7%	244校 62.4%	52.6%	71校 42.8%
学級・学年・学校通信等で道徳教育について取り上げた	44.1%	192校 49.1%	46.9%	76校 45.8%

道徳教育の校内研修について	小学校		中学校	
	全国	三重県	全国	三重県
所管する小中学校		391校		166校
1 1回実施	38.1%	113校 28.9%	37.5%	38校 22.9%
2 2～3回実施	27.7%	165校 42.2%	32.1%	78校 47.0%
3 4回以上実施	7.9%	64校 16.4%	7.8%	24校 14.5%
4 実施していない	26.2%	49校 12.5%	22.6%	26校 15.7%

○道徳教育に関する状況調査（抜粋） 三重県教育委員会調査（平成26年7月及び平成28年3月実施）

<家庭や地域社会と連携した取組について>

	H26 小学校	H27 小学校	H26 中学校	H27 中学校
所管する小・中学校数（※H26は分校を含む）	378校	372校	159校	155校
道徳教育に関連した様々な教育活動や体験活動等に保護者や地域の人々の参加・協力を求めた	174校 46.0%	256校 68.8%	72校 45.3%	100校 64.5%
道徳教育について学級・学年保護者会、PTA総会等の諸会合で取り上げた	174校 46.0%	170校 45.7%	50校 31.4%	51校 32.9%
道徳の授業参観（公開授業）を行った	309校 81.7%	303校 81.5%	86校 54.1%	79校 51.0%
学級・学年・学校通信等で道徳教育について取り上げた	261校 69.0%	238校 64.0%	117校 73.6%	109校 70.3%
学校関係者評価の項目の中に、道徳教育の推進を位置付け、道徳教育の方針や諸計画の改善に生かしている学校数	102校 27.0%	122校 32.8%	36校 22.6%	52校 33.5%

(参考)

○全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙、学校質問紙結果（平成28年度）（抜粋）

<道徳の時間>

※中学校質問紙では、全国平均を下回っているものの、小学校質問紙及び児童生徒質問紙では、全国平均を上回っている。

問	小学校		中学校	
	全国	三重県	全国	三重県
前年度までに、道徳の時間では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいたと思う 【児童生徒質問紙】	77.5%	78.6%	74.1%	75.2%
前年度までに、道徳の時間において、生徒自らが考え、話し合う指導をした 【学校質問紙】	90.5%	90.9%	88.7%	82.7%

○道徳教育推進状況調査（平成26年度～平成27年度）（抜粋） 三重県教育委員会調査（平成28年3月実施）

<道徳の時間以外の道徳性を養う観点からの活動について>

	H26小学校	H27小学校	H26中学校	H27中学校
所管する小・中学校数	375校	372校	156校	155校
ア あいさつ運動を実施した	360校 96.0%	343校 92.2%	150校 96.2%	149校 96.1%
イ 奉仕的活動を実施した	329校 87.7%	321校 86.3%	151校 96.8%	152校 98.1%
ウ 親子ふれあい活動を実施した	300校 80.0%	293校 78.8%	73校 46.8%	76校 49.0%
エ 高齢者とのふれあい活動を実施した	315校 84.0%	305校 82.0%	84校 53.8%	87校 56.1%
オ 福祉活動を実施した	306校 81.6%	292校 78.5%	131校 84.0%	120校 77.4%
カ 勤労生産活動を実施した	295校 78.7%	266校 71.5%	105校 67.3%	90校 58.1%
キ 国際交流活動を実施した	145校 38.7%	172校 46.2%	42校 26.9%	37校 23.9%
ク 外部講師による講演会や集会を実施した	224校 59.7%	185校 49.7%	114校 73.1%	111校 71.6%